平成２６年（フ）第９４号
福岡県糟屋郡須恵町大字佐谷1442番地サンビレッジ須恵Ａ102号
債務者　野口　金夫
1　決定年月日時　平成26年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１００号
福岡県筑紫野市紫１丁目10番30号
債務者　岩田　香織（旧姓壁總）
1　決定年月日時　平成26年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１０号
福岡県宗像市池浦372番地17
債務者　原田　洋子
1　決定年月日時　平成26年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１３号
福岡市博多区博多駅前４丁目33番７―301号
債務者　中村　　太
1　決定年月日時　平成26年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２１号
福岡県大野城市下大利団地16番405号
債務者　安井　真岐
1　決定年月日時　平成26年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３１号
茨城県水戸市若宮１丁目５番31棟303号　県営若宮アパート
債務者　松本恵理子
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで　水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第３４号
茨城県那珂郡東海村大字村松214番地11
債務者　今泉　謙二
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで　水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１０７６号
広島県安芸郡海田町浜角３番31号
債務者　河野　大樹
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１０８号
広島県東広島市八本松町原10875番地１　フォーラムツインＡ102号
債務者　荒木　好恵（旧姓中野）
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４号
広島県安芸郡坂町横浜西１丁目21番５号
債務者　河本　妙子
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５３号
広島市安佐南区古市３丁目２番１―702号
債務者　羽倉　麻衣
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５４１４号
大阪市東淀川区小松４丁目17番４―101号、前住所大阪府四條畷市大字岡山108番地の１
債務者　岩坂　**隆**晴
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６０７９号
大阪市中央区島之内２丁目２番20号　白扇ビル302
債務者　織田　道晴
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９３号
大阪市淀川区加島３丁目中５番４―707号
債務者　長友　智恵
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１８号
大阪府寝屋川市打上宮前町２番２―708号
債務者　上山　菜央
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７０号
大阪市福島区海老江５丁目３番13―606号
債務者　馬場　　誠
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９５号
大阪府八尾市志紀町西２丁目１番地　府営住宅18―405号
債務者　黒田百合子
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２３号
大阪府交野市郡津５丁目62番104号
債務者　今津　道憲
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部